

※申告書の記載は黒ボールペンでお願いします。
※マイナンバーの記載を忘れずにお願いします。

(宛先) 藤枝市長
年 月 日提出

受付印

令和7年度 市民税・県民税申告書(国民健康保険税申告書)

専用様式(HP・郵送)

住所	鹿児島市 岡上山1-11-1	生年	明・大・昭和・平・令
現在住所	同上	月日	29 12 12日生
フリガナ	フジエダ タロウ	電話番号	- 643 - 3111
氏名	藤枝 太郎	宛番号	
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世帯番号	
氏名		受付	人
電話	- -	確認	有・無
代理人		意・会・シ・積・鄭・才	
		□ 同一世帯	
		□ 同一世帯外（要委任状）	

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をあわせて提出してください。
この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

B 社会保険料控除		社会保険の種類 国保・後期		支払った保険料 389,930	
		介護		156,770	
C 生命保険料控除		国民年金・その他		546,700	
		合計			
D 地震保険料控除		合 計		40,000	
		新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
		介護医療保険料の計		30,000	
E 障害者控除		20,000		5,000	
		地震保険料の計			
F 配偶者控除・同居の親族等控除		30,000		旧長期損害保険料の計	
		(17) 寡独控除 (18) ひとり親控除 (19) 勤労学生控除		(20) 障害者の控除 (21) 障害者の控除	
G 扶養控除		(22) 寡独控除 (23) ひとり親控除 (24) 勤労学生控除		(25) 障害者の控除 (26) 障害者の控除	
		(27) 寡独控除 (28) ひとり親控除 (29) 勤労学生控除		(30) 障害者の控除 (31) 障害者の控除	
H 雑損控除		(32) 寡独控除 (33) ひとり親控除 (34) 勤労学生控除		(35) 障害者の控除 (36) 障害者の控除	
		(37) 寡独控除 (38) ひとり親控除 (39) 勤労学生控除		(40) 障害者の控除 (41) 障害者の控除	
I 医療費控除		(42) 寡独控除 (43) ひとり親控除 (44) 勤労学生控除		(45) 障害者の控除 (46) 障害者の控除	
		(47) 寡独控除 (48) ひとり親控除 (49) 勤労学生控除		(50) 障害者の控除 (51) 障害者の控除	
J 雑損控除		(52) 寡独控除 (53) ひとり親控除 (54) 勤労学生控除		(55) 障害者の控除 (56) 障害者の控除	
		(57) 寡独控除 (58) ひとり親控除 (59) 勤労学生控除		(60) 障害者の控除 (61) 障害者の控除	
K 雑損控除		(62) 寡独控除 (63) ひとり親控除 (64) 勤労学生控除		(65) 障害者の控除 (66) 障害者の控除	
		(67) 寡独控除 (68) ひとり親控除 (69) 勤労学生控除		(70) 障害者の控除 (71) 障害者の控除	
L 雑損控除		(72) 寡独控除 (73) ひとり親控除 (74) 勤労学生控除		(75) 障害者の控除 (76) 障害者の控除	
		(77) 寡独控除 (78) ひとり親控除 (79) 勤労学生控除		(80) 障害者の控除 (81) 障害者の控除	
M 雑損控除		(82) 寡独控除 (83) ひとり親控除 (84) 勤労学生控除		(85) 障害者の控除 (86) 障害者の控除	
		(87) 寡独控除 (88) ひとり親控除 (89) 勤労学生控除		(90) 障害者の控除 (91) 障害者の控除	
N 雑損控除		(92) 寡独控除 (93) ひとり親控除 (94) 勤労学生控除		(95) 障害者の控除 (96) 障害者の控除	
		(97) 寡独控除 (98) ひとり親控除 (99) 勤労学生控除		(100) 障害者の控除 (101) 障害者の控除	
O 雑損控除		(102) 寡独控除 (103) ひとり親控除 (104) 勤労学生控除		(105) 障害者の控除 (106) 障害者の控除	
		(107) 寡独控除 (108) ひとり親控除 (109) 勤労学生控除		(110) 障害者の控除 (111) 障害者の控除	
P 雑損控除		(112) 寡独控除 (113) ひとり親控除 (114) 勤労学生控除		(115) 障害者の控除 (116) 障害者の控除	
		(117) 寡独控除 (118) ひとり親控除 (119) 勤労学生控除		(120) 障害者の控除 (121) 障害者の控除	
Q 雑損控除		(122) 寡独控除 (123) ひとり親控除 (124) 勤労学生控除		(125) 障害者の控除 (126) 障害者の控除	
		(127) 寡独控除 (128) ひとり親控除 (129) 勤労学生控除		(130) 障害者の控除 (131) 障害者の控除	
R 雑損控除		(132) 寡独控除 (133) ひとり親控除 (134) 勤労学生控除		(135) 障害者の控除 (136) 障害者の控除	
		(137) 寡独控除 (138) ひとり親控除 (139) 勤労学生控除		(140) 障害者の控除 (141) 障害者の控除	
S 雑損控除		(142) 寡独控除 (143) ひとり親控除 (144) 勤労学生控除		(145) 障害者の控除 (146) 障害者の控除	
		(147) 寡独控除 (148) ひとり親控除 (149) 勤労学生控除		(150) 障害者の控除 (151) 障害者の控除	
T 雑損控除		(152) 寡独控除 (153) ひとり親控除 (154) 勤労学生控除		(155) 障害者の控除 (156) 障害者の控除	
		(157) 寡独控除 (158) ひとり親控除 (159) 勤労学生控除		(160) 障害者の控除 (161) 障害者の控除	
U 雑損控除		(162) 寡独控除 (163) ひとり親控除 (164) 勤労学生控除		(165) 障害者の控除 (166) 障害者の控除	
		(167) 寡独控除 (168) ひとり親控除 (169) 勤労学生控除		(170) 障害者の控除 (171) 障害者の控除	
V 雑損控除		(172) 寡独控除 (173) ひとり親控除 (174) 勤労学生控除		(175) 障害者の控除 (176) 障害者の控除	
		(177) 寡独控除 (178) ひとり親控除 (179) 勤労学生控除		(180) 障害者の控除 (181) 障害者の控除	
W 雑損控除					

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

A 1 収入金額等	事業営業等	アイ	
	事業農業	ウ	150,000
	不動産	エ	3,000,000
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	1,555,500
	雑業	ク	
	その他	ケ	
	総合譲渡一時	コ	
	事業営業等	①	
B 2 所得金額	事業農業	②	150,000
	不動産	③	2,000,000
	配当	④	
	給与	⑤	
	公的年金等	⑥	
	雑業	⑦	455,500
	その他	⑧	
	その他	⑨	
	その他	⑩	455,500
	総合譲渡一時	⑪	
合計	⑫	2,605,500	
C 4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	546,700
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	70,000
	地震保険料控除	⑯	20,000
	寡婦・ひとり親控除	⑰-⑱	0,000
	勤労学生・障害者控除	⑲-⑳	530,000
	配偶者(特別)控除	㉑-㉒	330,000
	基礎控除	㉓	780,000
	扶養控除	㉔	430,000
	⑬から㉔までの合計	㉕	2,706,700
D 5 金額	雑損控除	㉖	
	医療費控除	㉗	97,000
	合計	㉘	2,803,700

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

備考

【収入・所得金額】

A 枠に令和6年1月～12月までの収入金額や所得金額を記入してください。

事業	営業等	卸売業、製造業、小売業、修理業、飲食業、建設業、サービス業、大工、開業医、税理士、作家、各種の外交員、マッサージ師などから生ずる収入・所得。(申告書裏面7「事業・不動産所得に関する事項」の使用及び収支内訳書※の記入・提出をお願いします。) ※収支内訳書は国税庁ホームページよりダウンロード又は作成可能です。																																																							
	農業	農産物の生産、農家が経営する家畜又は酪農品の生産などから生ずる収入・所得。(申告書裏面7「事業・不動産所得に関する事項」の使用及び収支内訳書※の記入・提出をお願いします。) ※収支内訳書は国税庁ホームページよりダウンロード又は作成可能です。																																																							
事業専従者		事業専従者とは、あなたと生計をともにしている配偶者や令和6年12月31日現在15歳以上の親族で、令和6年中にあなたの事業に6ヶ月以上の期間、従事した人を行います。青色事業専従者はその労務の対価相当額、白色事業専従者は、1人につき50万円と事業所得÷(事業専従者+1)で算出した金額といずれか少ない方の金額が収入金額から控除されます。ただし、事業主の配偶者に係る控除額は最高限度額86万円です。(申告書裏面13「事業専従者に関する事項」を使用してください。)																																																							
不動産		貸家、貸店舗、貸室、アパート、貸ガレージ、貸宅地などから生ずる収入・所得。(申告書裏面7「事業・不動産所得に関する事項」の使用及び収支内訳書※の記入・提出をお願いします。) ※収支内訳書は国税庁ホームページよりダウンロード又は作成可能です。																																																							
利子		公社債及び預貯金の利子、合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配にかかる収入・所得。(源泉分離課税を除く。)																																																							
配当		株式や出資金に対する配当、協同組合などの剰余金の分配などによる収入・所得。 (申告書裏面8「配当所得に関する事項」を使用してください。また、特定配当等に係る所得金額を総所得金額に含め、配当割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面16「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄にも記入してください。) ※配当等の支払いを受ける際、住民税分5%を特別徴収された配当等については申告は不要ですが、申告により総合課税または分離課税を選択された場合には所得割額において課税され、所得割額から配当割相当額を控除します。 ※令和6年度より、所得税と市県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。																																																							
給与	与	給料、賃金、賞与などによる収入・所得。(令和6年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額で算出します。)日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している場合は事業主から給与の支払明細書を受け取るか、申告書裏面6「給与所得の内訳」に日給、勤務日数等を記入してください。																																																							
		<table border="1"> <caption>給与所得の速算表</caption> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th><th>給与所得の金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 550,999円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>551,000円 ～ 1,618,999円</td><td>給与等の収入金額－550,000円</td></tr> <tr> <td>1,619,000円 ～ 1,619,999円</td><td>1,069,000円</td></tr> <tr> <td>1,620,000円 ～ 1,621,999円</td><td>1,070,000円</td></tr> <tr> <td>1,622,000円 ～ 1,623,999円</td><td>1,072,000円</td></tr> <tr> <td>1,624,000円 ～ 1,627,999円</td><td>1,074,000円</td></tr> <tr> <td>1,628,000円 ～ 1,799,999円</td><td rowspan="4">A：給与等の収入金額÷4 (千円未満端数切り捨て)</td><td>A×2.4+100,000円</td></tr> <tr> <td>1,800,000円 ～ 3,599,999円</td><td>A×2.8－80,000円</td></tr> <tr> <td>3,600,000円 ～ 6,599,999円</td><td>A×3.2－440,000円</td></tr> <tr> <td>6,600,000円 ～ 8,499,999円</td><td>給与等の収入金額×0.9－1,100,000円</td></tr> <tr> <td>8,500,000円 ～</td><td></td><td>給与等の収入金額－1,950,000円</td></tr> </tbody> </table> ※特定支出の金額が給与所得控除額を超えときは、下記の算式により求めた金額を給与所得とすることができず、給与収入金額－給与所得控除額－(特定支出の合計額のうち給与所得控除額の2分の1を超える部分の金額)＝給与所得(申告書(分離課税等)6を使用してください。)(添付書類必要)	給与等の収入金額	給与所得の金額	～ 550,999円	0円	551,000円 ～ 1,618,999円	給与等の収入金額－550,000円	1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円	1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円	1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円	1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円	1,628,000円 ～ 1,799,999円	A：給与等の収入金額÷4 (千円未満端数切り捨て)	A×2.4+100,000円	1,800,000円 ～ 3,599,999円	A×2.8－80,000円	3,600,000円 ～ 6,599,999円	A×3.2－440,000円	6,600,000円 ～ 8,499,999円	給与等の収入金額×0.9－1,100,000円	8,500,000円 ～		給与等の収入金額－1,950,000円																													
給与等の収入金額	給与所得の金額																																																								
～ 550,999円	0円																																																								
551,000円 ～ 1,618,999円	給与等の収入金額－550,000円																																																								
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円																																																								
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円																																																								
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円																																																								
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円																																																								
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A：給与等の収入金額÷4 (千円未満端数切り捨て)	A×2.4+100,000円																																																							
1,800,000円 ～ 3,599,999円		A×2.8－80,000円																																																							
3,600,000円 ～ 6,599,999円		A×3.2－440,000円																																																							
6,600,000円 ～ 8,499,999円		給与等の収入金額×0.9－1,100,000円																																																							
8,500,000円 ～		給与等の収入金額－1,950,000円																																																							
雑	公的年金等	公的年金、恩給などによる収入・所得。公的年金等の所得金額は、下表「公的年金等雑所得速算表」により算出してください。																																																							
		<table border="1"> <caption>公的年金等雑所得速算表(算出された所得の小数点以下は切り捨て)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">公的年金等収入金額</th><th colspan="3">公的年金等雑所得の金額</th></tr> <tr> <th rowspan="2">年金受給者の年齢</th><th rowspan="2"></th><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>1,000万円以下</th><th>1,000万円を超え2,000万円以下</th><th>2,000万円を超える</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上</td> <td>～ 3,299,999円</td><td>収入金額－1,100,000円</td><td>収入金額－1,000,000円</td><td>収入金額－900,000円</td></tr> <tr> <td>3,300,000円～ 4,099,999円</td><td>収入金額×0.75－275,000円</td><td>収入金額×0.75－175,000円</td><td>収入金額×0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,699,999円</td><td>収入金額×0.85－685,000円</td><td>収入金額×0.85－585,000円</td><td>収入金額×0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000円～ 9,999,999円</td><td>収入金額×0.95－1,455,000円</td><td>収入金額×0.95－1,355,000円</td><td>収入金額×0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,000円～</td><td>収入金額－1,955,000円</td><td>収入金額－1,855,000円</td><td>収入金額－1,755,000円</td></tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満</td> <td>～ 1,299,999円</td><td>収入金額－600,000円</td><td>収入金額－500,000円</td><td>収入金額－400,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,000円～ 4,099,999円</td><td>収入金額×0.75－275,000円</td><td>収入金額×0.75－175,000円</td><td>収入金額×0.75－75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,000円～ 7,699,999円</td><td>収入金額×0.85－685,000円</td><td>収入金額×0.85－585,000円</td><td>収入金額×0.85－485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,000円～ 9,999,999円</td><td>収入金額×0.95－1,455,000円</td><td>収入金額×0.95－1,355,000円</td><td>収入金額×0.95－1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,000円～</td><td>収入金額－1,955,000円</td><td>収入金額－1,855,000円</td><td>収入金額－1,755,000円</td></tr> </tbody> </table>	公的年金等収入金額		公的年金等雑所得の金額			年金受給者の年齢		公的年金等雑所得以外の合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下	2,000万円を超える	65歳以上	～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円	65歳未満	～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円
		公的年金等収入金額		公的年金等雑所得の金額																																																					
		年金受給者の年齢		公的年金等雑所得以外の合計所得金額																																																					
1,000万円以下	1,000万円を超え2,000万円以下			2,000万円を超える																																																					
65歳以上	～ 3,299,999円	収入金額－1,100,000円	収入金額－1,000,000円	収入金額－900,000円																																																					
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																																					
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																																					
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																																					
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																																					
65歳未満	～ 1,299,999円	収入金額－600,000円	収入金額－500,000円	収入金額－400,000円																																																					
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円	収入金額×0.75－175,000円	収入金額×0.75－75,000円																																																					
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円	収入金額×0.85－585,000円	収入金額×0.85－485,000円																																																					
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円	収入金額×0.95－1,355,000円	収入金額×0.95－1,255,000円																																																					
	10,000,000円～	収入金額－1,955,000円	収入金額－1,855,000円	収入金額－1,755,000円																																																					
業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による収入・所得。(申告書裏面9「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を使用してください。)																																																								
その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる収入・所得。(申告書裏面9「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」を使用してください。)																																																								
総合譲渡		土地建物以外の資産(自動車や機械、特許権、ゴルフ会員権、書画、骨とう、貴金属など)の譲渡による収入・所得。所有期間によって長期(5年超)と短期(5年以内)に区分されます。(申告書裏面12「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を使用してください。) ※特別控除が50万円まであります。 ※長期(5年超)のみ特別控除額の2分の1が課税対象です。																																																							
一時		賞金、懸賞当選金、生命保険受取金に基づく一時金などによる収入・所得。(申告書裏面12「総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を使用してください。) ※特別控除が50万円まであります。 ※特別控除額の2分の1が課税対象です。 ※収入金額より必要経費が大きい場合、所得金額は0となります。																																																							
分離課税分		分離課税分については、藤枝市ホームページを確認又は電話にてお問い合わせください。																																																							

お問い合わせ

〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1

藤枝市役所 課税課 市民税係 ☎054-643-3187

【所得から差し引かれる金額】★は、申告に必要なもの

B枠に令和6年1月～12月までに支払った金額等の内訳を記入し、C枠に算出した控除額を記入してください。

社会保険料控除	あなたがあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき健康保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料をあなたが支払った場合、その合計額。 (年金から差し引かれている場合は本人の控除となり、口座振替の場合は、口座名義人の控除となります。)																																										
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金(旧第2種共済金を除く)、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金の個人型年金掛金がある場合その金額。																																										
生命保険料控除	★領収書																																										
	あなたがあなたの配偶者又は親族を受取人とする生命保険料をあなたが支払った場合、下表に当てはめて計算した金額。 (限度額 70,000円) ※平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る保険料(新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料)と平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料(旧生命保険料、旧個人年金保険料)は生命保険料控除の計算方法が異なります。																																										
	<table><tr><td colspan="2">新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等) 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料</td><td colspan="2">旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料、個人年金保険料</td></tr><tr><td>支払保険料(A)</td><td>控除額の計算式</td><td>支払保険料(B)</td><td>控除額の計算式</td></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>Aの全額</td><td>15,000円以下</td><td>Bの全額</td></tr><tr><td>12,001円以上32,000円以下</td><td>A×50%+6,000円</td><td>15,001円以上40,000円以下</td><td>B×50%+7,500円</td></tr><tr><td>32,001円以上56,000円以下</td><td>A×25%+14,000円</td><td>40,001円以上70,000円以下</td><td>B×25%+17,500円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円(限度額)</td><td>70,001円以上</td><td>35,000円(限度額)</td></tr></table>			新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等) 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料、個人年金保険料		支払保険料(A)	控除額の計算式	支払保険料(B)	控除額の計算式	12,000円以下	Aの全額	15,000円以下	Bの全額	12,001円以上32,000円以下	A×50%+6,000円	15,001円以上40,000円以下	B×50%+7,500円	32,001円以上56,000円以下	A×25%+14,000円	40,001円以上70,000円以下	B×25%+17,500円	56,001円以上	28,000円(限度額)	70,001円以上	35,000円(限度額)																
	新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等) 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) 一般生命保険料、個人年金保険料																																								
	支払保険料(A)	控除額の計算式	支払保険料(B)	控除額の計算式																																							
12,000円以下	Aの全額	15,000円以下	Bの全額																																								
12,001円以上32,000円以下	A×50%+6,000円	15,001円以上40,000円以下	B×50%+7,500円																																								
32,001円以上56,000円以下	A×25%+14,000円	40,001円以上70,000円以下	B×25%+17,500円																																								
56,001円以上	28,000円(限度額)	70,001円以上	35,000円(限度額)																																								
※上記の控除額計算においては、小数点以下切り上げとなります。 一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約及び旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、適用限度額は28,000円となります。																																											
★支払額証明書(控除証明書)																																											
地震保険料控除	あなたがあなたと生計を一にする配偶者や親族が所有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等により生じた損失の額をてん補する保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の金額。 なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)については、従前の損害保険料控除が適用され、次のA+Bの金額。(限度額 25,000円) ※ただし、A+Bが同一契約の場合は、どちらか大きい方の額(限度額 25,000円)																																										
	<table><tr><td colspan="2">地震保険契約</td><td colspan="2">旧長期損害保険契約</td></tr><tr><td>支払保険料</td><td>A 控除額</td><td>支払保険料</td><td>B 控除額</td></tr><tr><td>50,000円未満</td><td>支払保険料×50%</td><td>5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>50,000円以上</td><td>25,000円(限度額)</td><td>5,001円以上15,000円以下</td><td>支払保険料×50%+2,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円(限度額)</td></tr></table>			地震保険契約		旧長期損害保険契約		支払保険料	A 控除額	支払保険料	B 控除額	50,000円未満	支払保険料×50%	5,000円以下	全額	50,000円以上	25,000円(限度額)	5,001円以上15,000円以下	支払保険料×50%+2,500円			15,001円以上	10,000円(限度額)																				
	地震保険契約		旧長期損害保険契約																																								
	支払保険料	A 控除額	支払保険料	B 控除額																																							
	50,000円未満	支払保険料×50%	5,000円以下	全額																																							
50,000円以上	25,000円(限度額)	5,001円以上15,000円以下	支払保険料×50%+2,500円																																								
		15,001円以上	10,000円(限度額)																																								
※上記の控除額計算においては、小数点以下切り上げとなります。																																											
★支払額証明書(控除証明書)																																											
寡婦・ひとり親控除	令和6年12月31日の現状において、あなたが以下表の寡婦又はひとり親に該当するとき、一定金額の所得控除を受けることができます。																																										
	<table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">寡婦</td><td colspan="2">ひとり親</td><td rowspan="2">未婚のひとり親</td></tr><tr><td>離婚</td><td>死別・生死不明</td><td>死別・離婚・生死不明</td><td></td></tr><tr><td>あなたの性別</td><td colspan="2">女性</td><td colspan="2">性別を問わない</td><td></td></tr><tr><td>扶養親族の有無</td><td>子以外の扶養親族を有する</td><td>有無を問わない</td><td colspan="3">生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の者を有する</td></tr><tr><td>所得制限</td><td colspan="5">前年の合計所得金額が500万円以下</td></tr><tr><td>控除額</td><td colspan="2">26万円</td><td colspan="3">30万円</td></tr><tr><td>名称</td><td colspan="2">寡婦控除</td><td colspan="3">ひとり親控除</td></tr></table>			区分	寡婦		ひとり親		未婚のひとり親	離婚	死別・生死不明	死別・離婚・生死不明		あなたの性別	女性		性別を問わない			扶養親族の有無	子以外の扶養親族を有する	有無を問わない	生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の者を有する			所得制限	前年の合計所得金額が500万円以下					控除額	26万円		30万円			名称	寡婦控除		ひとり親控除		
	区分	寡婦			ひとり親		未婚のひとり親																																				
		離婚	死別・生死不明	死別・離婚・生死不明																																							
	あなたの性別	女性		性別を問わない																																							
扶養親族の有無	子以外の扶養親族を有する	有無を問わない	生計を一にする子で総所得金額等が48万円以下の者を有する																																								
所得制限	前年の合計所得金額が500万円以下																																										
控除額	26万円		30万円																																								
名称	寡婦控除		ひとり親控除																																								
※生計を一にする子のうち、他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている人は除く																																											
勤労学生控除	控除額・・・・・・26万円 あなたが大学、高等学校などの学生又は生徒で、令和6年中の合計所得金額が75万円以下の場合(ただし、自己勤労によらない所得が10万円以下)に適用されます。																																										
	★在学証明書等																																										
障害者控除	控除額・・・・・・26万円(特別障害30万円、同居加算23万円) あなたが控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)が障害者である場合適用されます。特別障害者とは、身体障害者手帳1・2級など障害者のうち特に重度の障害のある人が該当します。同居の扶養親族が特別障害者の場合、23万円の同居加算があります。																																										
	★身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は証明書																																										
扶養控除・16歳未満の扶養親族	あなたが扶養親族を有する場合には、扶養控除(16歳未満を除く)が受けられます。扶養親族(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている人、事業専従者等は除く)とは、あなたと生計を一にするその他の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人。																																										
	<table><tr><td>一般扶養控除</td><td>控除額 33万円</td><td rowspan="2">あなたが扶養している方で下記以外の人 H14.1.2～H18.1.1生まれの人 S30.1.1以前に生まれた人 老人扶養のうちあなたやあなたの配偶者と同居の直系尊属である人 H21.1.2以降に生まれた人※扶養控除は廃止されましたが市民税・県民税の算定(非課税限度の算定)の扶養親族数に用いられます</td></tr><tr><td>特定扶養控除</td><td>控除額 45万円</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養控除</td><td>同居老親等以外 同居老親等</td><td>控除額 38万円 控除額 45万円</td></tr><tr><td>16歳未満の扶養親族</td><td></td></tr></table>			一般扶養控除	控除額 33万円	あなたが扶養している方で下記以外の人 H14.1.2～H18.1.1生まれの人 S30.1.1以前に生まれた人 老人扶養のうちあなたやあなたの配偶者と同居の直系尊属である人 H21.1.2以降に生まれた人※扶養控除は廃止されましたが市民税・県民税の算定(非課税限度の算定)の扶養親族数に用いられます	特定扶養控除	控除額 45万円	老人扶養控除	同居老親等以外 同居老親等	控除額 38万円 控除額 45万円	16歳未満の扶養親族																															
	一般扶養控除	控除額 33万円	あなたが扶養している方で下記以外の人 H14.1.2～H18.1.1生まれの人 S30.1.1以前に生まれた人 老人扶養のうちあなたやあなたの配偶者と同居の直系尊属である人 H21.1.2以降に生まれた人※扶養控除は廃止されましたが市民税・県民税の算定(非課税限度の算定)の扶養親族数に用いられます																																								
	特定扶養控除	控除額 45万円																																									
	老人扶養控除	同居老親等以外 同居老親等	控除額 38万円 控除額 45万円																																								
16歳未満の扶養親族																																											

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者控除 次のア～エの条件を満たす場合、配偶者控除を適用することができます。 ア、令和6年12月31日の現状において生計を一にする配偶者であること。 イ、配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下であること。 ウ、あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。 エ、配偶者が事業専従者(青色・白色)や他の扶養親族でないこと。																																																																												
	配偶者特別控除 次のア～エの条件を満たす場合、配偶者特別控除を適用することができます。 ア、あなたの配偶者が控除対象配偶者でないこと。(配偶者控除と二重適用はできません。) イ、あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。 ウ、配偶者が事業専従者(青色・白色)や他の扶養親族でないこと。 エ、あなたの配偶者が、この控除の適用を受けないこと。																																																																												
	※老人配偶者控除・・・S30.1.1以前生まれの配偶者																																																																												
	<table><tr><th colspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><th rowspan="2">配偶者控除</th><th>一般</th><th>48万円以下</th><th>900万円以下</th><th>900万円超950万円以下</th><th>950万円超1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr><tr><th>老人</th><td></td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">配偶者特別控除</td><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>133万円超</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td></td><td></td></tr></table>				配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額			配偶者控除	一般	48万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超	老人		33万円	22万円	11万円		配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円			100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円			105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円			110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円			115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円			120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円			125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円			130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			133万円超	なし	なし	なし		
	配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額																																																																										
配偶者控除	一般	48万円以下	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超																																																																							
	老人		33万円	22万円	11万円																																																																								
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																																									
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																																									
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																																									
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																																									
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																																									
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																																									
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																																									
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																																									
	133万円超	なし	なし	なし																																																																									
	あなたの合計所得金額が1,000万円超で障害者である同一生計配偶者を有する場合、配偶者控除の適用は受けられませんが、障害者控除の適用を受けることができます。適用を受ける場合は、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)の□にチェックを付けてください。																																																																												
基礎控除	合計所得金額		基礎控除																																																																										
	2,400万円以下		43万円																																																																										
	2,400万円超 2,450万円以下		29万円																																																																										
	2,450万円超 2,500万円以下		15万円																																																																										
	2,500万円超		0円																																																																										
雑損控除	あなたが控除対象配偶者、扶養親族の有する住宅や家財などが、災害や盗難、横領により損害を受けた場合、次のア、いずれか多い方の金額。 ア (損失額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等の合計額の10％ イ 損失額のうち災害関連支出－50,000円																																																																												
	★証明書及び領収書																																																																												
医療費控除	あなたがあなたと生計を一にする配偶者や親族の医療費又は医薬品の購入代、看護師、助産師などへの支払いや通院に要した費用をあなたが支払った場合、次の金額。(限度額200万円) (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等の5％又は10万円のいずれか低い方の金額)																																																																												
	★医療費控除の明細書(国税庁ホームページ参照)																																																																												
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行い、あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族の特定一般用医薬品等(※2)の購入代をあなたが支払った場合、次の金額。(限度額8万8千円) 特定一般用医薬品等の購入代－12,000円 ※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診 ※2 要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品 (注)本特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることができません。 医療費控除(㉔)の区分欄の□に「1」と記入してください。																																																																												
	★特定一般用医薬品の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類																																																																												
	所得税の住宅借入金等特別控除が所得税で引ききれない場合に市民税・県民税の所得割額から一定の金額を限度として控除されます。給与所得の源泉徴収票に記載されている内容を記入してください。																																																																												
	※平成27年中以降に居住を開始した場合に住宅借入金等特別税額控除の対象となります。 ※平成27年4月以降に入居し、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合は居住開始年月日を記載する欄の()内に特定と記入してください。(申告書裏面10に記載)																																																																												
	★申告書裏面16に記載																																																																												
住宅借入金等特別税額控除	特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面16「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。(申告書裏面16に記載)																																																																												
寄附金に関する事項	「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」、「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。 ※日本赤十字社や中央共同募金会及び日本政府を通して災害被災地へ寄附された場合は「都道府県、市区町村分(特定控除対象)」欄へ記入してください。(申告書裏面17に記載)																																																																												
所得金額調整控除	(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合、所得金額調整控除を給与所得金額から差し引くことができます。 ア、あなたが特別障害者に該当する イ、23歳未満の扶養親族を有する ウ、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する 所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額－850万円)×10％ ※小数点以下切り上げ ※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円とします。(申告書裏面18に記載)																																																																												
	(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除を給与所得金額から差し引くことができます。 所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額＋公的年金等に係る雑所得の金額－10万円 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合はそれぞれ10万円とします。																																																																												